令和4年 第1回定例会

# 所信表明

(附提案説明)

尾鷲市

#### (登壇)

令和4年第1回定例会にあたり、この場をお借りいたしまして、本市として2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、「ゼロカーボンシティ」を宣言させていただきます。

本市でのゼロカーボンシティは、「脱炭素と教育のまち尾鷲」を 目指し、「森林資源・海洋資源の保全を通した温室効果ガス吸収量 の増加」、「温室効果ガス排出量の削減」そして、「豊かな森林資 源・海洋資源を生かした新しい教育モデルの検討」の3つの施策を 柱に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そして、これを具現化する体制として、現在、「日本郵政株式会社」、「ヤフー株式会社」、「一般社団法人ネクスト・コモンズ・ラボ」、「三ツ輪ホールディングス株式会社」、「合同会社シーベジタブル」、「尾鷲商工会議所」、「一般社団法人つちからみのれ」の市内外の7つの企業・団体に参画していただくものです。

今後、それぞれの企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、次のとおり「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」をさせていただきます。

#### 「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」

~「22世紀に向けたサステナブルシティ」の実現に向けて~

近年の地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響は、世界中で深刻な自然災害を引き起こし、また、わが国においても、ゲリラ豪雨などに見られるこれまでにない規模での大雨や大型台風など、異常気象が多発しており、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

このことは、大台山系を背後に黒潮を臨む本市においても例外で はありません。

2015年に合意されたパリ協定では、「産業革命からの世界的な平均気温上昇幅を2度未満とし、1.5度に抑えるよう努力する」という目標が掲げられ、現在、わが国を含む世界各国では、この目

標達成のために、「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることが必要」との共通認識がなされています。

「尾鷲市民憲章」にも掲げられていますように、私たちの尾鷲市は、紺碧の海、緑深い山々に囲まれ、海の幸、山の幸にめぐまれた、伝統と産業と文化の都市であります。

未来を担う子どもたちのためにも、100年後にこの美しいふる さと尾鷲を引き継いでいくことは私たちの責務であります。

私たちは、これまで以上に市民、事業者、行政が一丸となって、この尾鷲の海・山・川、そして地形・気候のめぐみを最大限に生かした新しい教育モデルを模索しながら、豊かな里山・里海の保全、更には、再生可能エネルギーの地産地消や省エネルギー活動に取り組んでいかねばなりません。

尾鷲市では、この思いに共感し、賛同いただいた市内外のパートナーである企業・団体とともに、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ尾鷲」を目指し、脱炭素社会の実現に向け、全力で取り組んでいくことを、本日ここに宣言いたします。

令和4年3月1日 尾鷲市長 加藤千速

以上でございます。

なお、本日、定例会終了後、三重県立熊野古道センターにおきまして、議長、副議長、議会運営委員長、行政常任委員長にもご同席 いただき、午後2時より、本宣言に係る記者会見を開催いたします。

この記者会見には、先ほど申し上げましたご賛同いただく市内外 の企業・団体にもご臨席いただき、ともに取り組み方針を紹介させ ていただくものでございます。

私といたしましては、この美しい尾鷲市を次の世代にしっかりと引き継ぐための地域づくりを、この宣言を通して多くの企業・団体の応援、支援、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

#### (はじめに)

それでは、令和4年度当初予算を含めた諸議案についての説明に 先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さ まの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、 格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、令和4年度を始期とする「第7次尾鷲市総合計画」が スタートします。

人口減少や少子高齢化の進展、新型コロナウイルス感染症の蔓延や中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止など、本市を取り巻く社会経済環境は大変厳しく、著しい変化の中でスタートする、「第7次尾鷲市総合計画」では、強靱な地域づくりを推進するための「尾鷲市国土強靱化地域計画」や、人口減少対策や地方創生に取り組み、将来にわたって活力ある地域社会を目指す「第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的かつ総合的に、政策分野全般を横断し、まちの将来像「住みたいまち」住み続けたいまち」おわせ」の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

そして、まちの将来像を実現させるための取り組みを推進していくにあたりましては、5つの基本目標である、「1 安心して生み・育て・暮らせるまちを創る」、「2 安全で快適に暮らせるまちを創る」、「3 人々が集い、活力溢れるまちを創る」、「4 郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」、「5 健全で次世代に繋ぐまちを創る」に基づき、必要な政策・施策を体系的かつ具体的に示した、令和8年度までの「前期基本計画」が基本となります。

このことから、計画の実現性・実行性を確保するために、市民の皆さま、議員の皆さまとともに考え、協力し、そして、全庁一丸となって積極果敢に行動してまいりますので、「住みたいまち」住み続けたいまち」おわせ」の実現に向け、何卒、皆さまのより一層のご支援とご協力を賜りますよう、お願い申し上げる次第であります。

また、新年度から、既に様々な団体の皆さまが取り組んでいただいておりますが、尾鷲市といたしましても、「尾鷲市民憲章」に定めがある「郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう」

を体現するために、様々な団体の皆さまと連携を図りながら、「まちなか清掃」を実施してまいりたいと考えております。

こうした取り組みを通して、市民一人ひとりが尾鷲に誇りと愛着を持ち、「おもてなしの心」を育む地域づくりのきっかけにしてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご協力をお願い申し上げる次第であります。

それでは、個々の案件につきまして、その取り組みを説明いたします。

## (新型コロナウイルス感染症対策)

先ず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

2年を超える闘いとなってまいりました新型コロナウイルスにつきましては、いまだ収束がみえず、デルタ株からの置き換わりが進んでいると考えられるオミクロン株による第6波は、全国的にも感染拡大が広がっており、三重県におきましても、1月中旬から急激に感染者数が増加し、先月3日には、初めて1日の感染者数が1,000人を超え、過去最多となりました。

このような状況の中、三重県におきましては、1月13日に「まん延防止等重点措置」が適用され、同月31日には、本市も「三重県まん延防止等重点措置」の「特に重点措置を講じる区域」の対象となりました。

また、この適用期間につきましては、先月の13日から、更に今月6日まで延長されており、未だなお、予断を許さない状況にあります。

このことから、市民の皆さまにおかれましては、ご自身やご家族など大切な方々の命と健康を守るために、引き続き感染防止対策にご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、尾鷲総合病院におきましては、以前から院内感染防止のため、病院の出入口を一か所にし、すべての来院者に検温を実施するとともに、入院患者への面会も禁止させていただいております。

また、発熱等の症状がある方につきましても、事前に電話で連絡をいただき、他の患者との導線を分け、受診していただくようにしておりますので、今後もご不便をお掛けしますが、院内感染防止のため引き続きご協力をお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスワクチンにつきましては、3回目の追加接種を行うことにより、発症予防効果や重症化予防効果の維持が期待できるとされており、医療従事者、高齢者施設の入所者等及び、65歳以上の高齢者の順で接種を進めているところであります。

そして、順次接種を行っております65歳以上の高齢者の方につきましては、今月、3月中旬には概ね完了する予定であります。

また、64歳以下の方につきましても、国からのワクチンの供給量等に応じて、社会機能を維持するために必要な事業の従事者等の方々を優先しつつ、順次実施しており、集団接種につきましては、来月、4月中には、概ね完了する予定であります。

更には、5歳から11歳までを含めた初回接種につきましても、 ワクチン供給後、迅速に接種することができるよう体制を整えてお ります。

このように、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、 希望する全ての方が安全・安心かつ、迅速に接種をしていただける よう、紀北医師会、紀北薬剤師会のご協力の下、鋭意、進めてまい ります。

## (おわせSEAモデル構想の推進)

次に、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

「おわせSEAモデル構想」につきましては、平成30年8月24日に「おわせSEAモデル協議会」を設立してから、3年6か月が経過し、中部電力尾鷲三田火力発電所撤去工事も残り2年間となってまいりました。

その間、撤去工事の進捗状況も見ながら、「おわせSEAモデル協議会」会員である本市、中部電力、尾鷲商工会議所、更には、オブザーバーである三重県、三重大学が相互に連携し、「おわせSEAモ

デル構想」の実現に向け鋭意、取り組みを進めてまいりましたが、「集客交流人口の拡大」と産業の振興による「雇用の創出」を図るためには、まだまだ乗り越えるべき課題が山積していることも事実であります。

しかしながら、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止は、本市にとって半世紀続いた地域経済の構造転換を促すものであり、また、本市として、約19万坪もの広大な跡地を、用途転換が進まず、遊休地として長期にわたり放置されることは、何としても避けなければならず、そのためにも「おわせSEAモデル構想」の実現は、尾鷲の将来を左右する大きな開発計画であると考えております。

このことから、私といたしましても、昨年の市長選挙において「おわせSEAモデル構想」の具現化を、1期目からの引き続きの取り組みとして、公約の一つに掲げさせていただきました。

そう言った意味においても、このプロジェクトは、「尾鷲の再生」 を担う非常に重要なプロジェクトであると考えております。

当然のことながら、後世に「負の遺産」を残すことなく、中部電力や尾鷲商工会議所との協力関係を更に強固にし、そして、市民の皆さま、議員の皆さまにもご理解をいただきながら、しかも、当プロジェクトに関心を持たれている、地域外の関係者の方々とよりよい関係づくりを重ね、「おわせSEAモデル構想」の実現に向け、鋭意、取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。

# (子育て支援の充実)

次に、子育て支援の充実についてであります。

若者世代の経済的負担を軽減するため、新年度から結婚に伴う新生活のスタートアップに必要な住宅取得や引越等の費用に対して、補助を行う結婚新生活支援事業を実施いたします。

これにより、経済的な負担が理由で結婚に不安を抱える方に対して支援を行うことで、結婚を希望する方を後押しする取り組みであ

り、経済的な負担が理由で結婚をためらうことがないよう、ひいては若者世代の定住促進にも繋がるよう、支援を行ってまいります。

また、子育て世帯にとって、大きな経済的負担の1つとなっております保育園、幼稚園の主食及び副食にかかる給食費につきまして、4月からは、認定こども園も加えて、無償化を行います。

これにより、子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減することで、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

加えて、安全・安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりなどを進めるため、子ども食堂などの地域で子育て支援活動を行う団体を財政的に支援することで、地域全体で子育てを支える、見守る体制を整え、子育てしやすいまちづくりを推進いたします。

このように、若者世代、特に子育て世代の経済面・精神面の両面で負担の軽減を図り、既存の支援と併せて、結婚・妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援を図ることで、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境を創るとともに、地域全体で子育てを支えあうまちづくりを目指し、子育て支援の充実を図るため、一歩一歩、着実に各種施策を進めてまいります。

#### (認定こども園について)

次に、認定こども園についてであります。

これまで「認定こども園」の設置に向けて、「子育て世代への聞き取り、アンケートの実施」、「県内認定子ども園の視察」、「市広報等による認定こども園の周知」や「認定こども園の名称公募」など、様々な取り組みを行うとともに、福祉保健課、教育委員会及び社会福祉法人尾鷲民生事業協会が一体となって協議を重ね、着実に準備を進めてまいりました。

そして、本年4月に開園いたします、「幼保連携型認定こども園ひのきっこ こども園」では、子どもたちの健やかな心身を育み、遊びや活動を通して生きる力の基礎を培うことを基本理念として、就学前の教育・保育を進めてまいります。

「認定こども園」の設置後につきましても、福祉保健課、教育委員会、尾鷲民生事業協会の3者が、これまで以上に協力・連携を深め、本市の子どもたちが、集団活動を通して様々な体験を積み重ね、健やかに成長できるよう、よりよい教育・保育の実現に向け、鋭意取り組んでまいります。

#### (尾鷲総合病院)

次に、尾鷲総合病院についてであります。

先ず、経営状況につきましては、医療圏人口の減少に伴い、病院経営は非常に厳しい中、更に新型コロナウイルス感染症の影響により入院・外来患者ともに減少し、益々医業収益が厳しい現状となっております。

このような状況の中、全職員が一丸となって、新型コロナウイルスの感染のリスクと隣り合わせで立ち向かい、陽性患者の受け入れをしたことに伴う国からの補助金により、経常収支は大幅に増益となり、財務の健全性を示す内部留保資金は、新改革プランと比較し、大きく改善しておりますが、コロナ禍が終息した後の病院経営においては、病院の規模の適正化等、更なる改革を推し進め、一層の努力が必要であると認識しております。

次に、リニアックの更新状況でありますが、昨年末に機器の認可 と設置が終了し、現在は照射の試験を実施しており、新年度の稼働 に向け順調に進捗しております。

今後、がん治療に対するリニアックの有効性につきまして、市民の皆さまに知っていただくとともに、紀北医師会の先生方、そして紀南病院・紀南医師会への地域PR活動を行い、更には中南勢地区へ広くアピールするなど、積極的に取り組んでまいります。

また、MRIにおきましても、6月の稼働に向け順調にスケジュール通り進めておりますが、機器の入れ替え時に際しては、約2か月間休止となるため、病院として、その対応策を検討しておりますが、皆さまにはご不便をお掛けすることもありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、産婦人科についてであります。

現在の常勤医師が本年度末で定年を迎えることから、産婦人科の継続を心配する声が上がっておりましたが、昨年末に開催していただきました全員協議会でご報告いたしましたとおり、現在の医師に定年を延長していただくとともに、三重大学産婦人科医局のご協力により新たに1名の医師が赴任することになり、本年4月より2名体制で産婦人科を継続させることとなりました。

このことから、妊産婦の皆さまには、引き続き安心して出産できる体制を整えておりますので、是非、尾鷲総合病院をご利用していただきますようお願い申し上げます。

## (高齢者福祉の推進)

次に、高齢者福祉の推進についてであります。

本市の高齢化率は、昨年末現在で44.9%と、県平均を大きく 上回って上昇しており、加えて、高齢者を支える地域の担い手不足 も一層深刻化しております。

このような中、日常生活を送る上で、公的なサービスだけでは不便を感じる方が多くなってきており、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるには、個人の状態やニーズに応じて、既存のサービスと地域の助け合いによる支援を組み合わせて利用できる、より細やかな支援が求められております。

本市はこれまで、生活支援体制整備事業を委託している尾鷲市社会福祉協議会とともに、住民の皆さまと様々な検討を重ね、どのような支援が必要とされ、どのような形態で支援を提供することができるかなど、様々な実証実験を行いながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めております。

そのため、本市として、ボランティアへの協力体制を築く必要があることから、市民の皆さまを対象としたボランティア講座を通じて地域の担い手を育成することにより、地域で支え合う活動に関心を持っていただくとともに「どんな事ならできるのか」、「行政や社会福祉協議会の取り組みにどのような関わり方が可能なのか」など

を話し合う場を設け、実際の活動に繋げることができるよう取り組 んでまいりました。

これらの経過を踏まえ、現在、社会福祉協議会において、特に周辺地区の方々からご要望の声が多い「買い物支援」を、地域ボランティアのご協力を得ながら、先ずは、日常の買い物に不便を感じている地区から実施しております。

今後、社会福祉協議会における買い物支援の取り組み対象地域を 広げていけるよう、本市といたしましても、現在の取り組みに対す る検証を進めながら、連携してまいりたいと考えております。

また、要望の多い「ゴミ出し支援」につきましても、地域ボランティアの皆さまとの協議と実証実験を重ね、支援の仕組みづくりを進めてまいります。

今後も、こうした住民同士の支え合いの活動を促進するとともに、 民間事業者との協働も踏まえながら、在宅生活を支える体制の強化 を図り、本市に相応しい地域包括システムをより一層深化してまい ります。

## (障がい者福祉の推進)

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

障がい者支援施策の基本方針となる、紀北地域障がい者福祉計画、 尾鷲市障がい福祉計画及び尾鷲市障がい児福祉計画につきましては、 令和3年度から令和5年度までを計画期間として位置付けており、 「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本 理念として掲げ、障がい者施策の充実を図ってまいります。

特に継続的かつ重点的に取り組む施策として、福祉的就労の場の確保、障がい者グループホームの設置の支援、障がいのある子どもの状況に応じた適切な発達支援の充実、一例として、引き続き療育教室の時間枠の確保や、将来的にこの地域での児童発達支援センター設置を視野に入れながら、関係機関や団体、関係者等との協議を引き続き行っていきたいと考えております。

## (生活保障の確保)

次に、生活保障の確保についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援が引き続き求められています。生活が困窮している方の負担軽減を図るため尾鷲市社会福祉協議会と緊密に連携しながら、生活困窮者施策に取り組むと共に、本年度から開始したアウトリーチ相談員事業を継続し、社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方への訪問支援を行ってまいります。

また、新年度からは、直ちに一般就労を行うことが困難な方に対して、就労に向けたボランティア活動や事業所等での軽作業を行うことで、社会との結びつきを深め、段階的に就労意欲を高めてもらう就労準備支援事業に取り組みます。これらの支援事業を連携させ、自立相談支援機関の強化を図ってまいります。

# (都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

異常気象等による浸水被害への雨水排水対策につきましては、 尾鷲市国土強靱化地域計画や尾鷲市都市計画マスタープランなどに 基づき、普通河川の堆積土砂の撤去や除草作業など、定期的な維持 管理に努め、また、2級河川においても県営事業で継続的に実施し ていただいております河川改修、砂防事業などの促進により、県と 市と地域住民とで連携を図り、浸水被害の対策を図ります。

次に、道路のメンテナンス対策につきましては、これまでも継続的に行っています橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施することにより、安全で安心な道路空間を確保するとともに、今後の維持管理のコストの縮減を図ります。

また、都市計画道路尾鷲港新田線につきましては、本市の防災対策上の重要な役割を担うとともに、国道42号と市街地や港エリアの一体性を高める重要な道路であり、事業主体である県と共に、本年度で折橋墓地部分を除く計画路線上にある用地買収及び建物補償

が完了し、新年度からは新墓地造成事業に伴う公共補償を進めてま いります。

本市といたしましても、本年度において折橋墓地の移転に伴う新墓地の造成に係る現地の測量・調査、設計等が完了し、新年度から新墓地造成事業の本工事に着手する計画であります。

今後におきましても、当路線の早期供用に向け、地元の皆さま のご理解とご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んで まいります。

次に、東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道 紀勢線につきましては、熊野尾鷲道路Ⅱ期工事が完成し、昨年8月 に開通しました。

当地域にとって、近年の激甚化・頻発化・広域化する災害等に対応するべく、災害に強い道路ネットワークの整備が必要であり、熊野市から紀宝町までの未開通区間の整備についても、引き続き東紀州地域の5市町で連携して国や県に対して要望を行っていき、ミッシングリンクの解消による高速道路と国道とのダブルネットワーク化を図るとともに、本市と都市部との広域交流を展開する対策を進めてまいります。

#### (広域ごみ処理の推進)

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、ごみ焼却施設を広域で整備するため、昨年4月には東紀州5市町による一部事務組合「東紀州環境施設組合」を設立し、令和10年度の施設稼働に向けて具体的に事業を進めております。

現在、東紀州環境施設組合において、施設規模や処理方式、公害防止目標値の設定、施設配置など、施設の基本的な方向を定めるため施設整備基本計画を策定しているところであり、また、新年度からは、2か年をかけて「生活環境影響調査」を実施することから、本市といたしましても、安全・安心で環境にやさしい適切な施設となるよう、他の4市町と十分な協議を行ってまいります。

# (防災対策)

次に、防災対策についてであります。

近年、地震、台風、集中豪雨等の様々な災害が多発しており、今後は、南海トラフ地震・津波など、更に大規模な災害が発生する可能性も高いとされております。

災害に際し、地域の安全・安心を守るためには、地域住民の最も 身近な存在である消防団を中心として地域における防災力を充実強 化することが極めて重要であります。

地域を守る中核的な組織であります消防団は、仕事を手にもちながら「わが町を災害から守る」という使命感のもと、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っております。

平常時には、現在193名の団員が、定期放水訓練・火災予防啓発活動・大規模災害に備えた技術の習得・消火技術の向上を目的とした操法大会出場などに取り組み、備えを強化し、火災時にはいち早く初期消火活動、台風時には防潮扉の操作や倒木の撤去などの災害応急対策に尽力しております。

消防団の処遇につきましては、災害の多発化・激甚化と消防団員数の減少により一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、その労苦に報いるため、手当の引き上げによる消防団員の処遇改善が不可欠であると考え、消防団員に対する年手当を引き上げ、更に、地震・風水害などの災害に係る出動手当も引き上げ、消防団員一人ひとりの処遇をしっかりと改善してまいりたいと考えております。

#### (消防団車庫の整備)

次に、消防団車庫の整備についてであります。

消防団の活動拠点として15組織の各分団にそれぞれ整備されている消防団車庫は、老朽化の進行具合や用地選定の状況などを考慮し、適地への整備を進めております。

旧耐震基準の建物に対しては、計画的に整備し、消防力の維持・ 向上、災害に強いまちづくりの推進に努めてまいります。

# (農業・関連産業の振興)

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況にありますが、近年では、三木里地区の新規就農者や、向井地区での新規企業の農業参入に加え、昨年には、天満地区において甘夏ミカン栽培での地域おこし協力隊を採用し活動を開始しているなど、農業からの地域づくりに新しい動きが出てきております。

三木里地区、向井地区では、体験型農業・観光農園などの検討も 進められており、新たなアプローチでの農業の展開に向けた支援を 継続してまいります。

また、天満地区での甘夏ミカン栽培におきましては、地域おこし協力隊による6次産業化を目指した商品開発について、いくつかの企業、事業所と検討を進めており、任期内に具体的成果につなげられるよう取り組んでおります。

更に、同地区におきましては、急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みを支援することを目的とした「中山間地域等直接支払事業」を活用し、耕作条件不利地の負担を軽減するなどの活動支援を行ってまいります。

#### (獣害対策)

次に、獣害対策についてであります。

獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部の協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理や獣害柵の設置などを行っておりますが、タヌキやアナグマ、ハクビシンなど、生活環境被害の問い合わせ、対策の依頼が増加しており、農林業対策としてのニホンジカ、ニホンザル、イノシシの獣害対策と合わせて、引き続き、防除指導、被害多発地域での追い払い、捕獲活動などにより、即時に対応できる体制を継続し、農林業被害や生活環境被害などの軽減を図ってまいります。

# (林業・関連産業の振興)

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

現在の林業を取り巻く森林の状況は、長期にわたる木材価格の低迷から経済林として成り立たない森林が増え、相続による所有者の代替わりなどから、自己所有森林の管理が十分に行えない所有者が増えるなど、森林保全のあり方が全国的にも大きな問題となっています。

このことから、本市では、個人所有の間伐などの手入れが十分に 行われない森林や、隣接境界の不明な森林につきましては、国から 交付される森林環境譲与税を活用した整備を進めております。

現在は、須賀利地区において、所有者の意向により市に経営管理を委託したいという森林について、森林の現況調査や境界を明らかにしていくなどの作業を行っており、間伐などの手入れを進めることで森林の適正な管理へとつなげ、国土の保全等、森林の持つ多面的機能の維持・発揮を図ってまいります。

次に、市有林管理事業におきましては、本年度から取り組んでおります、川原木屋地区での、国による「水源林造成事業」により、林内に「作業道」をつくり、車輛系での搬出方法による利用間伐事業などを継続して実施してまいります。

本事業は、市の経費負担がなく、将来的に手入れの行き届いた豊かで良材のとれる森林づくりに投資することができ、更には、搬出された間伐材を木材市場に流通させることで、地元林産業界における経済活動の一翼を担うことにつながるもので、有効性のある新たな取り組みであると考えております。

また、本年度、ヤフー株式会社から企業版ふるさと納税の寄附をいただいて取り組んでおります、九鬼町市有林91ヘクタールでの「みんなの森プロジェクト事業」につきましては、現在、ヤフー株式会社と、事業の進捗を含めた新年度に向けた取り組みの協議・交渉を行っておりますので、概要がまとまり次第、随時、報告させていただきます。

特に、「みんなの森プロジェクト事業」における脱炭素と林業を連動させた仕組みづくりにつきましては、林野庁においても森林における今後の方向性を具体的に実践するモデルとして大変関心をもっていただいており、森林資源における温室効果ガス吸収量を環境価値として可視化し、森林に新しい価値を付与していくための仕組みづくりについての協議を行い、先ずは、現在、みんなの森での「Jクレジット」取得に向けた事務手続きを行っているところであります。

このことから、この「Jクレジット」による新しい価値創出を、より広い範囲の市有林、また、将来的には民有林にも広げていけるよう、取り組みを進めてまいります。

## (水産業・関連産業の振興)

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市で営まれる漁業は、沿岸、沖合、遠洋漁業と多種にわたり、 養殖業も営まれております。

近年では、水産資源の状況悪化による生産量の減少に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食や観光需要の減少による高級魚の魚価低迷や漁業コストの高止まりなどにより、漁家経営は一層厳しさを増しております。

このような状況において、本市の水産振興施策につきましては、 漁場保全、資源管理などにより漁業生産が維持され、漁業従事者の 確保、育成や漁業所得の向上につながる取り組みを積極的に進める とともに、魚食普及や「おわせの魚」の情報発信など、更に力を入 れ取り組むこととしております。

漁場保全につきましては、これまでも取り組んできたところでは ありますが、昨年、企業版ふるさと納税でいただいた寄付を活用し、 九木浦における藻場再生の取り組みを強化いたしました。

このような藻場再生や種苗放流などを行い、獲るだけでなく、つくり育て、環境に配慮した持続可能な漁業の実現に努めてまいります。

また、養殖業につきましては、昨年、本市が日本一の生産量を誇るマハタの知名度向上を図るため、「おうちでフィッシュワングランプリ」へ「おわせマハタ丼」を出品し、その結果、準グランプリに輝くなど「おわせマハタ」のアピールに繋がりました。

一方で、高水温等による疾病被害も続いているため、一昨年から業界・議会と一体となり県に疾病対策を働きかけた結果、昨年は、県の水産振興事業団から、VNNワクチンの2回目接種の費用の支援をいただきました。

このことにより、養殖業者によるワクチン接種が進み、疾病被害が軽減されましたので、引き続き、このような要望を関係機関に訴えていく所存でございます。

更に、新年度は、より安全・安心な生産体制の確立を目的として、 本市の養殖業の衛生管理体制の強化に取り組むための国の補助事業 に現在申請中であります。

また、本市の魚でもあり、一番の生産量を誇るブリにつきましては、漁業の発展を図る上で、特に重要な魚種であると考えております。

このことから、知名度向上を図るために、漁業者、関係機関、地域の方々と一体となって、尾鷲のブリの美味しさや文化などの情報発信に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

#### (商工振興)

次に、商工振興についてであります。

少子高齢化・過疎化が進む中、一昨年から続くコロナ禍により、 市内経済は大きな影響を受けており、より一層の地域産業の活性化 が求められております。

こうしたことから、本市ならではの地域の資源を最大限に活用し、 地域が一体となった商工業の振興施策によって雇用の場を創出する ことが必要であります。

本市には、海の恵みや山の恵みからなる「食」をはじめとする様々な地場産品があり、より多くの皆さまに知っていただき「買って、

食べて、楽しんで」いただくことが、販路を拡大し地域経済への波 及効果があるものと捉えております。

そこで、尾鷲商工会議所や金融機関をはじめ、関係団体の連携協力のもと、より本市の地域経済を活性化させるために、新たに、地域経済活性化に関する協議会を発足し、事業者への伴走型による新商品の開発、既存商品の磨き上げを実践し、ウェブ商談会や対面での全国的な商談会への参加を積極的に進めてまいります。

また、商品等の購入のきっかけとなるよう、情報発信の強化として、動画を活用したプロモーション活動に取り組み、「尾鷲の食」をはじめとする地場産品の販路拡大の支援を実施し、地域経済の活性化を進めてまいります。

# (みえ尾鷲海洋深層水事業)

次に、みえ尾鷲海洋深層水事業についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水事業につきましては、これまでにも、分水試験や分水モニタリング、情報発信に取り組みながら施設運営費の見直しにも着手してまいりました。

現在、水産加工品や活魚車への利用、食品製造においてもその特性を生かした利用が実践されております。

こうした中、更なる知名度の向上、分水量の増加を図るため、海 洋深層水を利用してみたいと思っている全国のお客さまに対し、よ り手に入りやすい仕組みである通信販売事業に着手いたします。

これにより、今まではご利用になれなかった遠方の方にも気軽にお届けできるほか、近年需要が増加しているマリンアクアリウム分野などの新しい顧客が獲得できるものと考えております。

今後も、みえ尾鷲海洋深層水ならではの特徴を活かしながら、新 しい顧客の獲得による知名度の向上を図り、幅広い分野での利用促 進に取り組んでまいります。

# (観光振興)

次に、観光振興についてであります。

本市への集客交流人口の拡大に向けては、市内の魅力ある観光資源について、「旅マエ」「旅ナカ」「旅アト」での情報の充実が今後、更に求められることから、ウェブやSNSを中心とした情報発信をより一層強化し、誘客の増加へ繋げていく必要があります。

そこで、世界遺産熊野古道を中心とする本市の観光資源のプロモーションを実施することとし、先ずは、熊野古道馬越峠から「馬越峠ブラッシュアップチャレンジ」として公式SNSにて毎日紹介することをスタートしており、来訪していただけるきっかけづくりとして取り組みを進めております。

また、本市の4大イベントに関しましては、新型コロナウイルス 感染症拡大の影響を受け、2年続けての中止・中断を余儀なくされ ましたが、新年度につきましては、改めて新型コロナウイルス感染 症防止対策に配慮しつつ、盛大に開催できるよう鋭意取り組んでま いります。

尾鷲の夏の風物詩である「おわせ港まつり」におきましては、第70回の節目を迎えており、市民の皆さまはもちろんのこと、ふるさと納税支援者の来訪を含めた市外からのお客様をお迎えできるよう、大会関係者の皆さまと協働で実施してまいります。

また、秋・冬のイベントとして「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「全国尾鷲節コンクール」、「尾鷲磯釣大会」におきましても、毎年参加を楽しみにしている皆さまの期待に応えるべく、盛大に開催できるよう大会関係者の皆さまとともにPRを行ってまいります。

次に、中核的観光交流施設である「夢古道おわせ」に関しましては、コロナ禍で厳しい運営状況が続く中、令和4年度から6年度までの3か年、新たに指定管理者として「株式会社熊野古道おわせ」を選定させていただいております。

当施設においては、運営当初から尾鷲への訪問の目的地となるべく、来訪者の皆さま、市民の皆さまの様々なニーズに応えながら、施設運営に取り組んでおります。

引き続き、指定管理者と連携を密にしながら、地域住民の憩いの場として、そして集客拠点として誘客の拡大に努めてまいります。

## (ふるさと納税事業)

次に、ふるさと納税事業についてであります。

ふるさと納税事業につきましては、私が市長就任して以降、本市 の貴重な財源の獲得や市内事業者の物産振興と位置づけ、事業者の 皆さまのご協力もいただきながら取り組みを強化しており、その結 果として、平成29年度以降、毎年寄附者が増加し続けております。

具体的には、制度導入時の平成20年度実績では、8件、49万円でありましたが、その後、当事業が全国的に浸透し、平成30年度以降、寄付金額も1億円を超え、令和2年度にはコロナ禍の中、巣ごもり需要の効果もあり寄附額が4億円を突破しました。

本年度も1月末現在で、寄附申請件数27,760件、寄附申請金額3億8,152万円と、多くの皆さまから本市へのふるさと納税に応援をいただいております。

こうしたことを本市にとって大きなチャンスと捉え、継続的な交流を通じ、様々な形で本市を支える人々との関係を構築していくことは、地域の活力を維持・発展させるために必要不可欠であると考えております。

そのため、この繋がりから、寄附金額の拡大と関係人口の更なる 創出に向けて、そのきっかけづくりや土壌づくりはもとより、受け 入れ地域としての「おもてなしの心」で魅力ある尾鷲の価値を高め、 新しいひとの流れを作ってまいります。

#### (教育大綱、教育ビジョン)

次に、教育大綱、教育ビジョンについてであります。

現在、本市では中長期的な教育のあり方・方向性を示し推進していくために「尾鷲市教育大綱」、「尾鷲市教育ビジョン」を策定しております。

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成26年に改正された際に新たに規定されたものであり、地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとしております。

本市におきましては、法改正があった翌年の平成27年に「尾鷲市教育大綱」を策定し、その後、「尾鷲市教育ビジョン」の見直しの時期にあわせて平成30年に改訂を行いましたが、令和4年度をもって期間が終了となるため、同年度中に新たな教育大綱、教育ビジョンを策定することとなります。

このことから、これまでの教育大綱や教育ビジョンについて検証しながら、「第7次尾鷲市総合計画」に示された基本目標4の「郷土を愛し、学び・伝えるまちを創る」の実現に向けて、教育部門における「施策分野の目指す姿」についての考え方を教育大綱で示し、教育ビジョンでは目指すべき本市の教育の基本的な方針や重点施策を示してまいります。

そして、次代を担う子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、 市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと輝き、活躍できるよう、 学習環境の充実を目指してまいります。

## (基礎学力の定着及び向上)

次に、基礎学力の定着及び向上についてであります。

これまでに、本年度の全国学力・学習状況調査の結果について、 全体の傾向として基礎学力の定着について課題があること、また、 児童生徒の生活状況調査の結果では、家庭学習の時間が少ないこと、 小中学生ともにゲームなどに多くの時間を使う子どもの割合がたい へん高いことなどについて、報告させていただきました。

このような課題につきましては、学力向上の推進に関する協議会を立ち上げる準備として、昨年12月にPTA代表、学校長、教員代表と教育委員会で設立準備会を開催いたしました。

そこでは、課題解決のために、学校、保護者、教育委員会の三者 が連携して取り組む必要があるとして、本年5月頃を目途に、学力 向上の推進に関する協議会を立ち上げて課題の解決に向けて取り組 んでまいります。 これにより、学校における授業、子どもの生活時間、家庭学習のあり方など改めて見直しを行い、次代を担う子どもたちの確かな学力の定着を図ってまいります。

#### (尾鷲中学校の給食)

次に、尾鷲中学校の給食についてであります。

尾鷲中学校の給食導入につきましては、これまで長い間の課題であり、保護者の皆さまの念願でもありました。

ようやく、実施に向かって具体的に取り組みを進めているところであり、本実施計画は、「尾鷲小学校の給食施設の老朽化対策」と「米飯給食の実施」という課題を同時に解決することを目指し、尾鷲小学校の給食施設を増改築して、尾鷲中学校分の給食を調理し、配送する「親子方式」での給食導入の手法を採用いたしました。

現在の進捗状況は、設計業務を年度内に完了し、令和4年度中に 工事を完成させ、来年、令和5年4月からの給食開始を目指して、 鋭意、取り組みを進めているところでございます。

#### (生涯教育の推進)

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、自然や歴史・文化、人材など、地域資源を活用しながら、生涯学習活動や発表の場づくりを図り、各種の情報提供を行っております。

この考えを基軸として、生涯を通じて自発的・主体的に学習できるよう、多様な学習機会を提供するとともに、社会教育団体活動支援や中央公民館を中心とした講座、サークル活動支援などの事業を展開しております。

なかでも、次代を担う子供たちを対象として、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」において、様々な体験講座を通じ、放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進めるとともに、地域の子育て支援団体等の皆さまと連携しながら、子育て世帯を対象とした「子育てHAPPY DAY」を継続して開催するなど、

地域が一体となって子どもを育み・見守る環境づくりを推進してまいります。

また、コロナ禍において、自宅に閉じこもりがちな方が気軽に参加できる講座等の実施や、子どもたちが自ら考える力や豊かな心を育む機会の充実に向け、公民館、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進めるとともに、関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

しかしながら、社会教育事業を進めていく中で、施設等の老朽化 対策が大きな課題となっております。

中央公民館は、昭和55年に竣工し、文化振興や生涯学習、世代を超えた交流の場として多くの市民の皆さまなどに利用されるとともに、避難所にも指定されておりますが、老朽化が著しく、平成21年度実施の耐震診断では非耐震構造との診断結果が出ております。そして、南海トラフ巨大地震の発生確率が上がっているなか、市の公共施設の中でも耐震改修が必要な優先順位の高い施設として位置づけております。

このため、将来にわたって持続可能な行政サービスが展開できるよう、昨年度に策定した「尾鷲市公共施設個別計画」に基づき、耐震補強に向けた設計業務に着手し、安全、安心な生涯学習の活動拠点施設として、市民への学習機会の提供及び教養と健康づくりを推進してまいります。

また、体育文化会館は、昭和42年に竣工し、市民のスポーツ推進と健康・体力の向上を目的に利用されておりますが、老朽化が著しく、暴風雨などの際の雨漏り等により、市民の皆さまのご利用において十分な対応が行えていない状況にあります。

本来、体育文化会館は、市民の体育、レクリエーションの振興、健康な市民生活の向上に寄与する機能をもった施設であります。

そのため、新年度に耐震診断を実施し、今後の方向性について検 討してまいりたいと考えております。

#### (広報・広聴の充実)

次に、広報・広聴の充実についてであります。

先ず、広報事業につきましては、市民の皆さまが用いる情報媒体が多様化するなど社会環境が変化する中、皆さまが、利用しやすい方法で、より確実に情報を入手できるよう、引き続き、広報おわせやホームページ、エリアワンセグ、SNSなどの各広報媒体を効果的に組み合わせながら、情報発信の強化・充実に取り組んでまいります。

特に、ホームページにつきましては、スマートフォンなどへの対応も含め、リニューアルを行うことで、利用者の皆さまが、必要な情報をより入手しやすい環境整備を進めてまいります。

次に、広聴事業につきましては、市政に対する幅広い市民の皆さまの声を集約し、出来る限り市政に反映していくために、引き続き、市長との直接対話による「市民懇談会」や「市長への手紙」などの広聴機会の充実に努めてまいります。

このように、広報・広聴事業を充実させることで、皆さまの市政に対するご理解と信頼の確保に努めてまいります。

#### (公共施設個別計画の推進)

次に、「公共施設個別計画」の推進についてであります。

本計画につきましては、令和元年度に策定した「公共施設等総合管理計画」の目標を達成するため、昨年度において、市の保有する各公共施設に応じた維持管理や更新、長寿命化など、今後の具体的な取り組み方針について、特に普通会計に属する116の施設を対象として、施設の方向性や対策の進め方について定めたものであります。

そして、本年度より、この個別計画を基本として、各公共施設の 更新や統廃合、除却、長寿命化対策などの最適化を進めており、新 年度以降につきましても、それぞれの施設の現状を踏まえ、また有 利な財源の活用を図りながら対策を進めていくことで、将来的な財 政負担を軽減、平準化し、市民の皆さまに持続可能な行政サービス が提供できるよう努めてまいります。

## (提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第3号から諮問第2号までの28件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の一部改正が9件、予算関連が10件、その他が7件、諮問が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページをご覧ください。

議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令が公布されたことに伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、その規定が個人情報の保護に関する法律に引き継がれることから、所要の規定を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページをご覧ください。

議案第4号「職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について」につきましては、国における行政手続の見直しに伴い、職員の服務の宣誓に関する政令が改正されたことから、市職員の服務の宣誓においても押印、対面の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、5ページをご覧ください。

議案第5号「尾鷲市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、育児休業を取得しやすい環境整備及び妊娠等の申出をした労働者に対する周知・意向確認の措置などが義務付けられたことに伴い、国家公務員においても同様の措置が講じられることから、国家公務員の措置との均衡を踏まえ、所要の規定を改正するため、条例の一部を改正するものであ

ります。

次に、7ページをご覧ください。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、人事院勧告に基づき期末手当の支給月数の引き下げを行うとともに、現業職の分野において、安定的な業務を遂行していくために体制強化を図る必要があることから、国に合わせた現業職給料表等を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、14ページをご覧ください。

議案第7号「尾鷲市保育所条例の一部改正について」につきましては、来月1日から本市において認定こども園が開園するにあたり、 入所の手続きに認定こども園を加え、保育料を利用者負担額として 整理するなど、条例の一部を改正するものであります。

次に、16ページをご覧ください。

議案第8号「尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について」につきましては、来月1日から本市において認定こども園を開園するにあたり、保育料を利用者負担額として整理し、条例の題名変更、保育料の徴収等、認定こども園に係る所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、18ページをご覧ください。

議案第9号「尾鷲市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正について」につきましては、道路法等の一部を改正する法律における歩行者利便増進道路の規定、及び道路構造令における自転車通行帯の規定の追加など、条例の一部を改正するものであります。

次に、21ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」につきましては、消防団員の減少による地域防災力の低下、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたす危機感のもと、人口減少に伴う消防団員の定数の見直しを図るとともに、災害時の出動や訓練、その他の活動の実態に応じた処遇改善を図る必要があることから、消防団員の各種手当の引き上げ等、条例の一部を改正するものでありま

す。

次に、23ページをご覧ください。

議案第11号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたことに伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例の規定のただし書を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、25ページの議案第12号「令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から34ページの議案第21号「令和3年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第2号)の議決について」までの10 議案について説明いたします。

#### (予算編成方針)

本市の財政状況は、国が定める健全化判断比率においては、いずれの数値も早期健全化基準を下回っているものの、令和2年度決算における経常収支比率が98.8%と高止まりしていること、また先の12月定例会においてお示しさせていただきました財政収支見通しのとおり、主な自主財源である市税収入の減少等により、今後も厳しい状況が続くであろうと予測しているところであります。

一方、こうした状況の中で、財政健全化計画に基づき取り組んで おります、ふるさと応援寄附金増額確保の取り組みをはじめ、三役 給与の削減継続やその他経常経費の削減などの歳出抑制を地道に進 めてきたこと、また地方交付税の増額等もあり、財政調整基金など 安定した財政運営に必要となる基金残高は回復傾向で推移している 状況にあります。

これら基金につきましては、今後、本市が取り組むべき様々な行政課題に対応し、その上で長期的に安定した財政運営を行っていくために、一定の水準以上に保つことが必要であると考えており、そのためにも、更なる財政健全化に向け、今後も継続して取り組みを進めてまいる所存であります。

本予算につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応するた

めのワクチン接種費用はもとより、保育園・幼稚園の給食費支援などの子ども子育て支援、産業振興、脱炭素化に向けた取り組み、まちの環境美化、及び公共施設個別計画等に基づく老朽化施設への対応などを含め、「第7次尾鷲市総合計画」に掲げた、まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向けた新たな一歩となるよう、私の思いを入れ込んだ予算編成を行っております。

## (当初予算の規模)

それでは、令和4年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和4年度当初予算主要事項説明」の1ページ をご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.6%増の97億6,244万5千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、7.9%減の20億6,208万7千円、後期高齢者医療事業会計は、0.4%増の6億6,705万7千円、企業会計においては、病院事業会計で、5%減の49億6,993万4千円、水道事業会計で、0.3%増の8億3,653万3千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比0.5%減の182億9,805万6千円とするものであります。

## (歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税については、令和3年度の各税目の調定見込額等を踏まえ、市税全体として対前年度比3.8%増の18億7,370万円を計上しております。

2款、地方譲与税については、森林環境譲与税の増額により、1 1%増の8,483万9千円を計上しております。

3款、利子割交付金から8款、環境性能割交付金までは、過去の 歳入実績等を勘案し、それぞれ計上したものであります。

9款、地方特例交付金については、新型コロナウイルス感染症対

策地方税減収補填特別交付金の皆減等により、69.4%減の65 0万円を計上しております。

10款、地方交付税は、令和3年度の交付実績等を踏まえ、普通交付税で4億700万円の増額、特別交付税は前年度と同額を見込み、地方交付税総額で11.1%増の40億6,500万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、4.4%増の5,766万9千円、 13款、使用料及び手数料は、2.2%減の1億1,345万9千 円をそれぞれ計上しております。

14款、国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金5,646万8千円の減額などにより、5.6%減の9億8,879万円を計上しております。

15款、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1, 500万円の増額、参議院議員選挙執行委託金1,959万6千円 の追加、衆議院議員選挙執行委託金1,926万6千円及び三重と こわか国体関連補助金2,035万3千円の皆減などの増減要因に より、0.7%減の5億8,999万1千円を計上しております。

16款、財産収入は、3.2%減の1,831万3千円を計上しております。

17款、寄附金は、ふるさと応援寄附金を3億5千万円と見込み計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金1億2,346万4千円、減債基金繰入金3,500万円、ふるさと応援基金繰入金2億5,665万1千円など、16.9%減の4億7,750万4千円を計上しております。

20款、諸収入は、折橋墓地移転事業に伴う補償金6,136万6千円の増額等により、44.5%増の2億4,287万9千円を計上しております。

21 款、市債は、街路整備事業債5,060万円及び河川整備事業債2,840万円のそれぞれ増額、臨時財政対策債2億2,700万円の減額等の増減要因により、18.4%減の4億4,720

万円を計上しております。

## (歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。 4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度 比0.6%増の45億7,199万8千円となっております。

先ず、人件費は、主に職員退職手当の増加、また消防団員の各種 手当の引き上げ等処遇改善も含め、2.2%増の16億8,056 万円を計上しております。

扶助費は、医療扶助費の減少などにより、0.7%減の17億8, 367万4千円を計上しております。

公債費は、0.2%増の11億776万4千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、ふるさと納税事業関連経費2,976万8千円の増額、みんなの森プロジェクト推進業務委託料1,342万円の追加などにより、3.5%増の17億1,355万8千円を計上しております。

補助費等は、東紀州環境施設組合負担金2,094万2千円の皆増、病院事業会計負担金1,950万2千円の増額、衆議院議員選挙や市長及び市議会議員選挙に伴う各種交付金の皆減などの増減要因により、0.2%増の13億1,801万1千円の計上であります。

積立金は、ふるさと応援基金積立金2,800万円の増額などにより、15.5%増の2億1,321万5千円を計上しております。 繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額などにより、0.3%減の11億5,310万5千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費3,000万円の増額などにより、15.8%増の1億6,576万1千円を計上、単独事業費で、折橋墓地移転事業費5,7

14万5千円及び河川改良事業費2,794万円のそれぞれ増額などにより、68.5%増の5億372万7千円を計上し、総額で44.9%増の7億2,215万5千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

これにつきましては、メールシーラー保守業務委託をはじめ7件について債務負担行為を設定するものであり、それぞれの期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

## (特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込みなどにより、対前年度比7.9%減の20億6,208万7千円を計上しております。

21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の増額などにより、0.4%増の6億6,705万7千円を計上しております。

## (企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で40億2,003万5千円、支出で42億9,358万8千円を計上しております。

資本的収入及び支出の収入で5億1,061万2千円、支出で6億7,634万6千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億6,573万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額714千円及び過年度分損益勘定留保資金1億6,502万円で補てんするものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

学資貸与金は、期間を令和5年度から令和8年度まで、限度額を 1,740万円とするものであります。

また、薬剤師奨学金返還支援助成貸付金は、期間を令和5年度から貸付対象奨学金の返還が満了する日または貸付総額が540万円に達するいずれか早い日までとし、限度額を1,080万円とするものであります。

23ページをご覧ください。

水道事業会計につきましては、収益的収入及び支出の収入で4億9,569万3千円、支出で5億432万4千円を計上しております。

資本的収入及び支出の収入で7,405万1千円、支出で3億3,20万9千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億5,815万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

水道窓口及び検針収納業務委託は、期間を令和5年度から令和9 年度まで、限度額を1億9,284万1千円とするものであります。

#### (補正予算)

続きまして、令和3年度補正予算について説明いたします。

お手元に配付の「令和3年度一般会計補正予算(第16号)主要 事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で2億8,428万7千円を追加、国民健康保険事業会計で2,525万7千円を追加、後期高齢者医療事業会計で1,354万8千円を減額、また、病院事業会計では、歳入で5億3,768万8千円を追加、歳出で3,347万円を減額、水道事業会計では、歳入で104万7千円を追加、歳出で345万9千円を減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を212億2,483万2千円とす

るものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1款、市税1億2,318万3千円の増額は、市民税及び固定資産税等について、当初の見込みより調定額の増額を見込んだことによるものであります。

10款、地方交付税1億7,820万2千円の増額は、国の補正予算に基づく普通交付税の追加交付があったことによるものであります。

14款、国庫支出金101万4千円の増額は、事業費の減額による新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1,375万円の減額、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る防災・安全交付金2,927万9千円の増額などによるものであります。

15款、県支出金5,104万4千円の減額は、補助金配分の減少による地籍調査補助金1,010万7千円の減額、国体の開催中止による三重とこわか国体会場地市町運営交付金1,149万7千円の減額などによるものであります。

17款、寄附金429万2千円の増額は、一般寄附金として、3名の方からご寄附をいただいたものであります。

20款、諸収入383万1千円の減額は、折橋墓地移転事業の本年度分事業費の変更に伴う補償金の減額が主なものであります。

21款、市債3,330万円の増額は、過疎対策事業債ソフト分として2,270万円の追加、梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る補正予算債2,140万円の追加及び各起債充当事業費の増減等によるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

内容につきましては、事業費の確定等に伴う減額補正がほとんど でありますので、主に増加したものについて説明させていただきま す。

4ページをご覧ください。

各款共通の人件費のうち、一般職で、退職手当の増額等により、 職員手当529万2千円の増額であります。

総務費の財産管理費では、基金積立金の主なものとして、財政調整基金に3億6,249万5千円、地方交付税の追加交付の一部について減債基金に7,869万4千円、事業費の変更に伴う積み戻し分として、都市計画事業基金に938万5千円をそれぞれ積み立てるものであります。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係る住基システム改修委託料 3 5 7 万円の追加であります。

5ページをご覧ください。

民生費の児童福祉総務費では、国の補正予算により追加された事業として、放課後児童クラブに係る放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金17万6千円の追加、同じく児童措置費では、保育所に係る保育士等処遇改善臨時特例事業補助金198万3千円の追加であります。

6ページをご覧ください。

衛生費の病院費では、地方創生臨時交付金事業として尾鷲総合病院が実施する感染症対策設備整備事業に対する負担金330万円の増額であります。

農林水産業費の漁港建設費では、水産基盤ストックマネジメント 事業の計画変更による、積算業務委託料300万円及び工事請負費 1,279万6千円の追加であります。

土木費の道路維持費では、国の補正予算により追加された事業として梶賀第一トンネル長寿命化修繕事業に係る設計業務委託料10 0万円及び工事請負費4,980万円の追加であります。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

8ページをご覧ください。

追加8件につきましては、地方公務員の定年延長に伴う例規整備

事業をはじめ、それぞれ年度内での事業実施が困難であるため繰越 事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

追加1件につきましては、来年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

変更6件につきましては、いずれも入札等による額の確定により、 限度額を変更するものであります。

廃止3件につきましては、いずれも年度内での執行が見込めない ため、債務負担行為を廃止するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

9ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、2,525万7千円 を追加し、歳入歳出予算総額を23億904万4千円とするもので あります。

歳入では、国民健康保険税935万6千円の増額、保険給付費の 増加見込等に伴う県支出金1,870万3千円の増額が主なもので あります。

歳出では、療養給付費等の増加見込による保険給付費1,500 万円の増額、財政調整基金積立金1,046万9千円の増額が主な ものであります。

次に、10ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,354万8千円を減額し、 歳入歳出予算総額を6億7,460万円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料729万1千円の減額、保険基盤安定負担金等の見込み額確定に伴う、繰入金625万7千円の減額、歳出では、広域連合負担金1,354万8千円の減額であります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

11ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収

入では、新型コロナウイルス感染症対策補助金が年度末まで見込めることにより、医業外収益を5億3,448万8千円増額するものであります。

支出では、医業費用3,702万8千円の減額で、支払い実績等に基づく給与費3,692万8千円の減額、旅費交通費の実績に伴う経費10万円の減額であります。

医業外費用は、控除対象外消費税の増額により、28万8千円を 増額するものであります。

資本的収入及び支出のうち収入で、入札差金による企業債10万円の減額及び地方創生臨時交付金事業を実施することに伴い一般会計負担金330万円を増額するものであります。

支出では、地方創生臨時交付金を活用し、サーモセンサー及び空気清浄機を購入することにより、建設改良費327万円を増額するものであります。

続きまして、12ページをご覧ください。

水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が火力発電所解体工事に伴う大口需要の増加により給水収益を664万円増額、無収給水に対する他会計負担金を12万4千円減額することにより、651万6千円の増額であります。営業外収益は、令和2年度の企業債借入額の減額に伴う支払利息の減額による一般会計補助金7万円の減額であります。

支出では、営業費用が額の確定による委託料などの減額により、 254万2千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額及び 消費税納付額の増額により、84万4千円を増額するものでありま す。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金及び建設改良費の減額に伴う企業債の減額等により、5 3 9 万 9 千円の減額であります。 支出では、固定資産購入費が減額となり、1 7 6 万 1 千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、35ページをご覧ください。

議案第22号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定につ

いて」につきましては、指定管理者を「三重交通株式会社」とし、 指定の期間を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年 間として、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の 2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、36ページをご覧ください。

議案第23号「尾鷲市道路線の認定について」につきましては、 宅地開発に伴い設置された道路等の6路線を、新たに市道路線とし て認定を行うにあたり、道路法第8条第2項の規定により、議会の 議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部 改正について」から議案第23号「尾鷲市道路線の認定について」 までの21議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

# (降壇)

## (登壇)

それでは、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」から 議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」まで の5議案について説明いたします。

議案書の43ページをご覧ください。

先ず、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、現在、識見を有するもののうちから選任いたしておりました監査委員が欠員となっているため、人格が高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し、優れた識見を有する「民部 俊治(みんぶ としはる)」氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、45ページをご覧ください。

議案第25号「尾鷲市公平委員会委員の選任について」につきましては、本市の公平委員会委員は3人の委員で構成されており、そのうち「南 進 (みなみ すすむ)」氏が本年3月31日に任期満了となりますが、引き続き委員として再任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、47ページの議案第26号から議案第28号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は、固定資産の評価について学識経験を有する3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が、本年3月31日をもって任期満了となりますが、現委員であります「植松顕哉(うえまつ あきや)」氏、「北村 綾子(きたむら あやこ)」氏、「丸林 克彦(まるばやし かつひこ)」氏を、引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第24号「尾鷲市監査委員の選任について」から議案第28号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの5議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

## (降壇)

## (登壇)

それでは、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の53ページ、55ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、そのうち、「川上 悦子(かわかみ えつこ)」氏と「内山 恵美子(うちやまえみこ)」氏の2人の委員の任期が本年6月30日に任期満了となることから、新たに「貝川 淳子(かいかわ あつこ)」氏と「村島 正記(むらしま まさのり)」氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

両氏とも、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

# (降壇)